別記様式第三の七（第七条の八関係）

放置違反金公示納付命令書

1　納付命令を受ける者
　下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者

2　納付命令の内容
　放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付

3　納付命令の理由
　弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実

上記のとおり道路交通法第51条の４第４項及び同条第10項の規定により命令します。

なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の４第11項の規定に基づき、この命令によつて放置違反金を納付したものとみなされます。

令和8年11月16日

新潟県公安委員会

（教示）

1　審査請求について
　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
　ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。
　なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2　処分の取消しの訴えについて
（１）この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
（２）また、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。
（３）ただし、上記（１）（審査請求をした場合には（２））の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
　なお、正当な理由があるときは、上記（１）（審査請求をした場合には（２））の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

弁明通知書番号
46-103-260915-273606
46-107-261008-275045
46-107-261012-273106
46-110-261010-272988
46-110-261013-272959
46-110-261013-272989
46-119-261006-266569
46-135-261007-274002
46-136-261009-013003
46-136-261013-013001
46-136-261013-013004
46-136-261013-013005
46-138-261008-006002
46-138-261013-006002
46-138-261013-006006
46-138-261013-006009
46-138-261013-006012
46-138-261013-274357
46-138-261013-274440
46-138-261013-274521

弁明通知書番号
46-138-261013-274523

別記様式第三の七（第七条の八関係）

放置違反金公示納付命令書

1　納付命令を受ける者
　下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者

2　納付命令の内容
　放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付

3　納付命令の理由
　弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実

上記のとおり道路交通法第51条の４第４項及び同条第10項の規定により命令します。

なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の４第11項の規定に基づき、この命令によつて放置違反金を納付したものとみなされます。

令和8年11月17日

新潟県公安委員会

（教示）

1　審査請求について
　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
　ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。
　なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2　処分の取消しの訴えについて
（１）この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
（２）また、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。
（３）ただし、上記（１）（審査請求をした場合には（２））の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
　なお、正当な理由があるときは、上記（１）（審査請求をした場合には（２））の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

弁明通知書番号
46-103-261015-254778
46-103-261015-273674
46-103-261015-273675
46-103-261015-273685
46-106-261016-247448
46-107-260813-273171
46-107-261014-275081
46-107-261014-275082
46-110-261010-272986
46-110-261016-272960
46-118-261016-250109
46-119-261003-270007
46-119-261010-270050
46-119-261012-016002
46-119-261012-016004
46-119-261013-014002
46-119-261013-014003
46-119-261013-014005
46-119-261013-014006
46-119-261013-016001

弁明通知書番号
46-119-261013-016002
46-119-261015-014002
46-119-261015-014003
46-119-261016-014001
46-119-261016-014002
46-135-261014-265471
46-135-261015-274004
46-136-260929-010006
46-136-261014-013003
46-136-261014-013005
46-136-261015-012001
46-136-261015-012003
46-136-261015-012004
46-136-261015-012005
46-136-261015-012006
46-136-261016-011001
46-136-261016-011004
46-138-261014-274525
46-138-261014-274541
46-138-261014-274542

別記様式第三の七（第七条の八関係）

放置違反金公示納付命令書

1　納付命令を受ける者

下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者

2　納付命令の内容

放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付

3　納付命令の理由

弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実

上記のとおり道路交通法第51条の４第４項及び同条第10項の規定により命令します。

なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の４第11項の規定に基づき、この命令によつて放置違反金を納付したものとみなされます。

令和8年11月18日

新潟県公安委員会

（教示）

1　審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2　処分の取消しの訴えについて

（１）この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（２）また、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

（３）ただし、上記（１）（審査請求をした場合には（２））の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記（１）（審査請求をした場合には（２））の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

弁明通知書番号
46-103-261015-273676
46-111-261017-253484
46-138-261016-006008
46-138-261016-006011
46-138-261016-274528

弁明通知書番号

別記様式第三の七（第七条の八関係）

放置違反金公示納付命令書

1　納付命令を受ける者
　下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者

2　納付命令の内容
　放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付

3　納付命令の理由
　弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実

上記のとおり道路交通法第51条の４第４項及び同条第10項の規定により命令します。

なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の４第11項の規定に基づき、この命令によつて放置違反金を納付したものとみなされます。

令和8年11月19日

新潟県公安委員会

（教示）

1　審査請求について
　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
　ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。
　なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2　処分の取消しの訴えについて
（１）この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
（２）また、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。
（３）ただし、上記（１）（審査請求をした場合には（２））の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
　なお、正当な理由があるときは、上記（１）（審査請求をした場合には（２））の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

弁明通知書番号
46-103-261015-273684
46-103-261018-254779
46-103-261018-273678
46-103-261018-273679
46-107-261018-272450
46-107-261018-272465
46-110-261018-273002
46-119-261003-269921
46-119-261004-270036
46-119-261018-016001
46-119-261018-016002
46-119-261018-270081
46-135-261006-265393
46-136-260930-010003
46-137-261018-267364
46-138-260914-274306
46-138-261008-006009
46-138-261011-272701
46-138-261016-274526

弁明通知書番号

別記様式第三の七（第七条の八関係）

放置違反金公示納付命令書

1　納付命令を受ける者
　下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者

2　納付命令の内容
　放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付

3　納付命令の理由
　弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実

上記のとおり道路交通法第51条の４第４項及び同条第10項の規定により命令します。

なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の４第11項の規定に基づき、この命令によつて放置違反金を納付したものとみなされます。

令和8年11月20日

新潟県公安委員会

（教示）

1　審査請求について
　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
　ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。
　なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2　処分の取消しの訴えについて
（１）この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
（２）また、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。
（３）ただし、上記（１）（審査請求をした場合には（２））の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
　なお、正当な理由があるときは、上記（１）（審査請求をした場合には（２））の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

弁明通知書番号
46-103-260927-273642
46-103-261003-273644
46-103-261019-254780
46-106-261019-259563
46-110-261019-273023
46-119-261013-270072
46-119-261013-270073
46-119-261019-014004
46-119-261019-014006
46-119-261019-014008
46-119-261019-270074
46-136-261019-013001
46-136-261019-013002
46-136-261019-013004
46-138-261010-274367
46-138-261010-274416
46-138-261019-006005
46-138-261019-006006
46-138-261019-272629
46-138-261019-274529

弁明通知書番号
46-138-261019-274533
46-138-261019-274535
46-138-261019-274544
46-138-261019-274546
46-138-261019-274547